

	質問者	ご質問・ご意見内容 (原文を転記・一部判読不明箇所については推測で入力)	ご回答
1		【FIT制度に基づく売電および票負担の仕組みについて】 皆さんからの質問の中で「柏崎市および出雲崎町を含む周辺地域へ供給される」とのご説明があり、あわせて「FIT制度に基づき売電される」との記載を拝見いたしました。 1.本事業による売電はFIT制度に基づくものであり、その買取費用は、再生可能エネルギー賦課金として電気利用者（国民全体）が負担する仕組みと理解しておりますが、この認識で間違いないでしょうか。 2.その上で、本事業によって柏崎市および出雲崎町の住民が電気料金の低減など、直接的な経済的メリットを受ける仕組みがあるのか、具体的にご説明をお願いいたします。	1. 相違ありません。 2. 本事業により柏崎市および出雲崎町の住民の方々への間接的、直接的な経済的メリットはあると考えております。 (1)間接的メリット 1)市および市へ合同会社が固定資産税として17年総額20億円程度を納税します。本納税により市および町の税収が上がることで、市町施策の充実が期待できます。 2)固定資産税とは別に、市および町に対して、企業版ふるさと納税的な形でのご支援を予定しております。年額および具体的な支援の形については、今後市町と協議の上、事業者と市町の間で締結予定の協定書にその内容を記載することで確実な実施をお約束させて頂きます。 (2)直接的メリット 風力発電施設付近の住民（周辺地域の住民）の自治会を対象とした、自治会費へのご支援や社会奉仕活動の充実などを実施してまいります。 これらについても、事業者と自治会の間で締結する協定書にその内容を記載することで確実な実施をお約束させて頂きます。 本回答の時点で、9つの自治会様と協定書を締結させて頂いており、今後も関係する自治会様と締結を進めてまいります。
2		【FIT制度に基づく売電収入の見込みについて】 本事業における売電について、FIT制度に基づくところのご説明を拝見いたしました。本制度は、再生可能エネルギー賦課金として電気利用者が負担する仕組みであると理解しております。 つきましては、制度の内容を正しく理解するため、以下についてご教示ください。 1. 本事業における売電単価（1kWhあたりの買取価格）はいくらでしょうか。 2. 想定される年間発電量および、年間の売電収入額の見込みはいくらでしょうか。 3. FIT買取期間（20年間）における、総売電収入の想定額はいくらでしょうか。 公的制度に基づく事業であることから、住民として事業の規模感を把握したいと考えております。 お手数をおかけいたしますが、ご説明いただけましたら幸いです。	1. 18円/kWhとなります。1.18円/kWhとなります。 2. シミュレーションに基づく年間発電量は約120,000,000kWh、年間売電収入額は年間約2,200,000,000円となります。 3. 上記年間売電収入2,200,000,000円／年×20年間＝44,000,000,000円が想定額となります。
3		【超低周波音の評価基準および影響判断について】 貴社資料では、超低周波音について「知覚閾値100dBを下回っている」との記載がなされていますが、予測結果を見ると、現況と比較して多くの地点で8～12dB程度上昇していることが読み取れます。 1.評価が「環境省の示す知覚閾値100dB未満であるかどうか」のみに基づいて行われているのであれば、数値が上昇しているにもかかわらず「影響なし」と判断する論理的根拠を具体的に説明してください。 2.特に夜間については、昼間と比較して上昇幅が大きい地点も見受けられますが、睡眠時間帯への影響について、どのような考え方で評価されているのでしょうか。 3.また、超低周波音については「知覚閾値以下であっても不快感や睡眠障害を訴える事例がある」との報告も存在しますが、そのような知見は本評価においてどのように考慮されていますか。 他に「基準値未満である」という説明ではなく、数値の上昇幅および生活環境への影響について、貴社の評価方法と判断根拠を明確にご回答ください。	1,2.について 風力発電施設から発生する超低周波音については、環境省が2010～2016年にかけて実施した風車騒音に係る現地調査や研究で得られた知見をとりまとめ2017年5月に発出した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」において、「人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった」との位置づけを記載し、その後2年の経過観察期間を経て、2020年に、環境影響評価の評価項目からも超低周波音の調査予測評価は除外されております。 知覚閾値（「超低周波音を感じる最小音圧レベル」）はISO 7196:1995に記載されており、100dBとされており、（個人差（±10%）を考慮した場合、90dB～110dBとなります） 風力発電機の稼働による超低周波音の増加分は最大18デシベルとなりますが、その増加分を加味した予測の最大値は64デシベルになります。 現況が変化（18デシベル増加）したとしても、予測結果が知覚閾値の範囲内であることから、昼夜を問わず影響は小さく、風力発電機の稼働による超低周波音の影響は低減できていると考えております。 また、評価書では、低周波音域の各周波数帯において「超低周波音の生理・心理的影響と評価に関する研究班報告書」（昭和55年度文部省科学研究費「環境科学」特別研究）を参考に、「圧迫感・振動感を感じる音圧レベルとの比較結果」を示しております。 その結果は、「風力発電機から発生する1/3オクターブバンド音圧レベルの寄与値は、中心周波数20Hz以下の超低周波音領域において、春季及び秋季ともにすべての予測地点において「わからない」レベルを下回り、20～200Hzの低周波音領域においては、20～125Hzで「気にならない」レベルを下回り、160～200Hzで「気にならない」レベルと同程度、又は、「よくわかる・不安な感じがない」レベルを下回るレベルである。」であることから、環境保全の基準等との整合が図られているものと評価しております。 3. について ご指摘のとおり、音の感じ方には個人差があることは承知しております。上記のとおり、超低周波音については個人差を考慮した場合でも、知覚閾値は90デシベル程度であると考えているため、64dBという値においては、個人差を考慮したとしても、影響は小さいものと考えております。 4. 補足説明 説明会当日にお伝えした通り、音の感じ方には個人差があることを踏まえ、騒音に係る事後調査を実施します。事後調査を実施することは評価書に記載いたします。 事後調査とは、風車稼働後に実際の風車騒音を、予測した地点と同じ場所で測定することで、予測値と実際の値を比較検討することとなります。 事後調査を行う場所は予測した地点に限定せず、もしも「稼働を始めた風車の音が気になる」という方がいらっしゃれば、その方の住居でも調査を実施します。 このような事後調査を開始することを皆様にあらかじめ周知させていただく中で、予測地点以外の騒音調査のクエストにも対応して参ります。 事後調査で予測された超低周波音を含む騒音値が指針値を下回っている場合においても、仮に風車稼働後に体調不良を訴える方がいらっしゃった場合には、まずは、風車音と体調不良の因果関係について調査させていただきます。 調査にはいろいろな手法があり、環境省が指針値作成前に実施した現地調査で用いた風車の稼働・停止を繰り返す“On/Off調査”でその騒音レベルの差を測定するなど、現場環境に応じた調査方法を検討しご提案させていただきます。 弊社が責任をもって調査にあたる旨等を記載した“協定書”を関係する地区（自治会）と締結することで、口説ではなく文書でお約束させていただきます。 弊社は風力発電所の維持管理を行うための管理事務所を発電所付近に構え、そこに弊社職員や風車メーカーのメンテナンス要員が常駐致します。 風車稼働後に何かあった場合（体調不良、道路のり面の崩れ等）すぐに対応できるよう、管理事務所には地域住民の方々への窓口も設置しますので、どうかご活用ください。

4	柏崎市 在住者	【新聞報道に基づく風力発電設備撤去費用負担について】 読売新聞（2026年2月12日付）では、この10年で全国の風車420基以上が廃止され、耐用年数到達やFIT終了後の採算悪化により、自治体が多額の撤去費用を負担した事例が報じられています。撤去費は本来、事業者が負担すべきではないでしょうか。貴社の事業では、1.耐用年数後や事業終了時の撤去費用は誰が負担する契約になっていますか。2.自治体や住民の税金負担が生じる可能性はありますか。3.その条件は建設時点でのように決められ、公開されていますか。4.想定以上に費用が膨らんだ場合の責任の所在も含め、具体的に説明してください。住民負担や安全面に強い不安を感じております。	ご指摘の記事を確認しましたところ、当該記事では自治体が撤去費用を負担した事例が数件紹介されておりますが、いずれも自治体自らが風車を設置した事例であり、民間事業者が設置したものではありません。 1.そのうえで、弊社は風車等を設置するために借りする土地の地権者様との間で「事業終了時には、弊社の責任と費用負担において、土地上から風車等の発電設備を撤去してお戻しする」旨の契約を締結しております。 2.従いまして、自治体や住民の皆様が費用負担することはございません。なお、弊社がこれまで実施してきた公開住民説明会においても、同様の内容をご説明しあげております。 3.2027年4月からは、風力発電設備の廃棄費用等の積立が事業者に義務付けられ、法令上も廃棄費用を適切に確保することが求められるようになる見込みでございます。 4.弊社の想定を超える費用となるか否かにかかわらず、弊社が負う義務でございます。 地域の皆様にご不安をおかけすることがないよう、引き続き法令を遵守し、責任ある事業運営を心掛けてまいります。
		【これからする説明会などについて】 いつも説明会など聞いて頂いてありがとうございます。 人伝に聞いたりして 仕事の都合などありますので なるべく早く知りたいです。 1.設置される地域には 各地区の集会所などで適時個別の説明会を適時実施しております。とありますが個別での説明という事でしょいか？ 2.どこで説明会の実施を知る事が出来ますか？ 3.HPに載せて頂けるのでしょうか？ なるべくたくさんの方が参加した方が効率が良いので 早く知るにはどうしたら良いか 知りたいです。	1.個別での説明 という意味です。 2.各地区個別での説明会となるため、各地区にお住いの方向けに、開催案内を配布あるいは回覧して周知することとなります。 3.各地区個別での説明会に係る内容については、HP掲載の予定はありません。
		【全体質疑返答No.48の健康被害風車病について】 郵送で頂いたNo.48の風車病について補償を行って参ります。とありますが 貴社の回答では「風力発電施設と健康被害の明確な因果関係は確認されていない」としながら、「風車が原因と明らかになった場合は関係法令に基づき対応する」としています。 しかし、「明らか」とは誰が、どのような調査と基準によって判断するのが全く示されていません。 環境省が因果関係を認めていない現状において、貴社はどのような根拠に基づき「風車が原因の健康被害」を認定し、補償対象とするのですか。 住民側に因果関係の立証責任を負わせるのであれば、それは事実上「補償しない」と言っているのと同じではありませんか。 補償の可否を判断する具体的基準、判断主体、第三者機関の関与の有無、及び手続きについて、曖昧な表現ではなく明確に回答してください。	1.誰が調査するのか 弊社の費用負担のもと、低周波等の環境計測に係る専門性を有する弊社から独立した外部調査機関が調査を行うことを想定しております。 また、その調査結果を踏まえた因果関係の有無の判断に関しては、適宜、医学的知見や法的知見を有する専門家も交えて検討を行い、弊社はかかる専門家の意見を尊重する所存です。 2.どのような調査なのか 現時点では、以下のような方法を想定しております。 1) 風車稼働中に、環境影響評価で調査した手法と同様の国が定めた方法で調査を実施する。 2) 上記1)に加え必要に応じて、風車の運転を止めたり再開したりを繰り返し行い（ON/OFF調査）、問題となっている事象が風車起因なのかそうではないのかを調査する。 3) 健康被害を訴える方について、医師による診断書等をご提示いただき、医学的所見を確認する（個人情報厳格に管理）。 なお、これらの調査は、被害を訴える方に過度に立証の負担を負わせることのないよう、弊社主導で実施する所存です。 3.どのような根拠に基づき「風車が原因の健康被害」を認定し、補償対象とするのか 因果関係の有無は、民法の一般原則に則し、被害を訴える方の症状と風車音との間に相当因果関係があるか否かの観点から判断いたします。 具体的には、①症状の医学的所見（聴覚障害、耳鳴り等の症状に医学的裏付けがあるかを確認）、 ②現場の音の状況（いつ、どこで、どんな音があったかを、風車の運転記録や天気の詳細を照合し、症状が生じた時間や場所との関連性を確認）、 ③条件の比較（ご自宅にいる日と外泊した日や、風車を稼働させたり停止させるなど、条件を変えることにより、症状や現場の音がどう変わるかを確認） という主に3つの要素を材料として、上記の外部調査機関や専門家を交えながら検討を行います。 また、以下の通り、ご指摘の“風車病”について補足説明させて頂きます。 1) 風力発電機の騒音による苦情等（インターネット上等で流布されている風車病等）の多くは、2017年に国が発出した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に基づき環境アセスメントが実施される以前の環境配慮の指針が明確でない時期の事象であると考えています。 （※「風車病」は正式な病名としては認められていない状況です。本回答では、分かり易さの観点から、風力発電機の騒音による苦情等を「風車病」として回答させていただいております） 2) 同上指針は、指針発出前に発生していたとされる風力発電機の騒音に係るかもしれない健康被害の状況も含めて、環境省が2010～2013年にかけて、全国29箇所、164地点（風力発電機・測定地点の距離は約150m～1250m）の現地調査結果に加え、風車先進国である北欧、オーストラリアなどの事例も参照したうえで、約7年かけて発出された指針です。 3) 故に、同上指針に基づき、環境影響評価法に則ってアセスメントを実施した上で建設された風力発電所について、いわゆる『風車病』と称される健康被害が公式に確認・整理された事例を弊社として把握しておらず、公開情報やインターネット上でもほとんど確認されていませんが、No.48および上記の通り、真摯に対応させて頂く所存です。